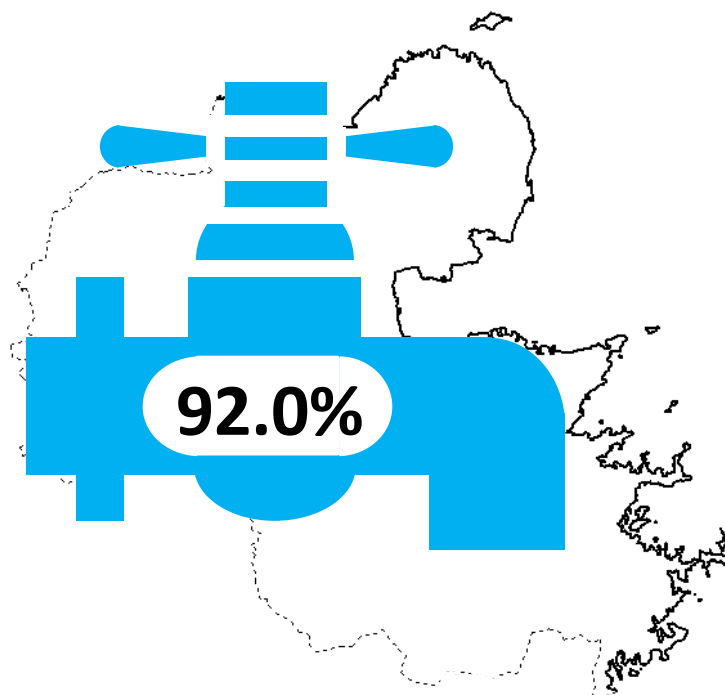


大分県の水道

令和4年度

(令和5年3月31日現在)



大分県環境保全課

目 次

1	用語の解説、各表の諸元	1
(1)	水道の種類	1
(2)	水道施設の概要	1
(3)	各表の緒元	2
2	水道普及の現況図	3
(1)	市町村別水道普及図	3
(2)	令和4年度末水道普及状況	4
①	市町村別水道普及状況	4
②	保健所別水道普及状況	5
(3)	年度別水道普及率及び給水人口推移	6
(4)	水道の施設別普及率	7
(5)	水道の施設別・市郡別普及率	8
3	水道の普及状況	9
(1)	概 況	9
(2)	全国の水道普及状況	10
(3)	年度別水道普及状況	11
(4)	保健所別水道普及状況	12
(5)	市町村別水道普及状況（総括）	12
(6)	市町村別水道普及状況	13
(7)	市町村別供給能力状況	14
4	水道施設の現況	15
(1)	総括表	15
(2)	上水道・用水供給	16
①	計画及び現況	16
②	取水量	18
(3)	簡易水道	19
①	給水開始・認可年月日及び給水人口	19
②	計画1日最大取水量	21
③	年間取水量	23
④	年間浄水量及び年間給水量	25
⑤	配水池・総管路延長及び水道料金	27
⑥	取水量・浄水量・給水量及び水質検査実施状況	29
(4)	専用水道	31
(5)	給水施設	36

1 用語の解説、各表の諸元

(1) 水道の種類

- | | |
|-------------|--|
| ① 上水道 | 計画給水人口5,001人以上の水道 |
| ② 簡易水道 | 計画給水人口101人以上5,000人以下の水道。
「簡易」とあるのは施設の規模が小さいという意味で、構造的には上水道と何ら変わらない。 |
| ③ 専用水道 | 寄宿舍・社宅等における自家用の水道で、居住人口101人以上のもの。分譲住宅等に設置され、上水道や簡易水道に統合されるまでの間、この取扱を受けるものがある。
(なお、平成14年4月に施行された改正水道法により、水道施設の1日最大給水量{人の飲用、炊事用、浴用その他の生活の用に供する目的のために使用することの出来る能力}が20立方メートルを超える施設が専用水道に追加された。) |
| ④ 簡易専用水道 | 水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの。 |
| ⑤ 水道用水供給事業 | 水道事業者によるその用水（浄水）を供給する事業 |
| ⑥ 給水施設 | 居住人口が50人以上100人以下のもの。大分県給水施設条例に規定された施設。 |
| ⑦ 小規模簡易専用水道 | 水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの。市町村の条例等に規定された施設。 |

(2) 水道施設の概要

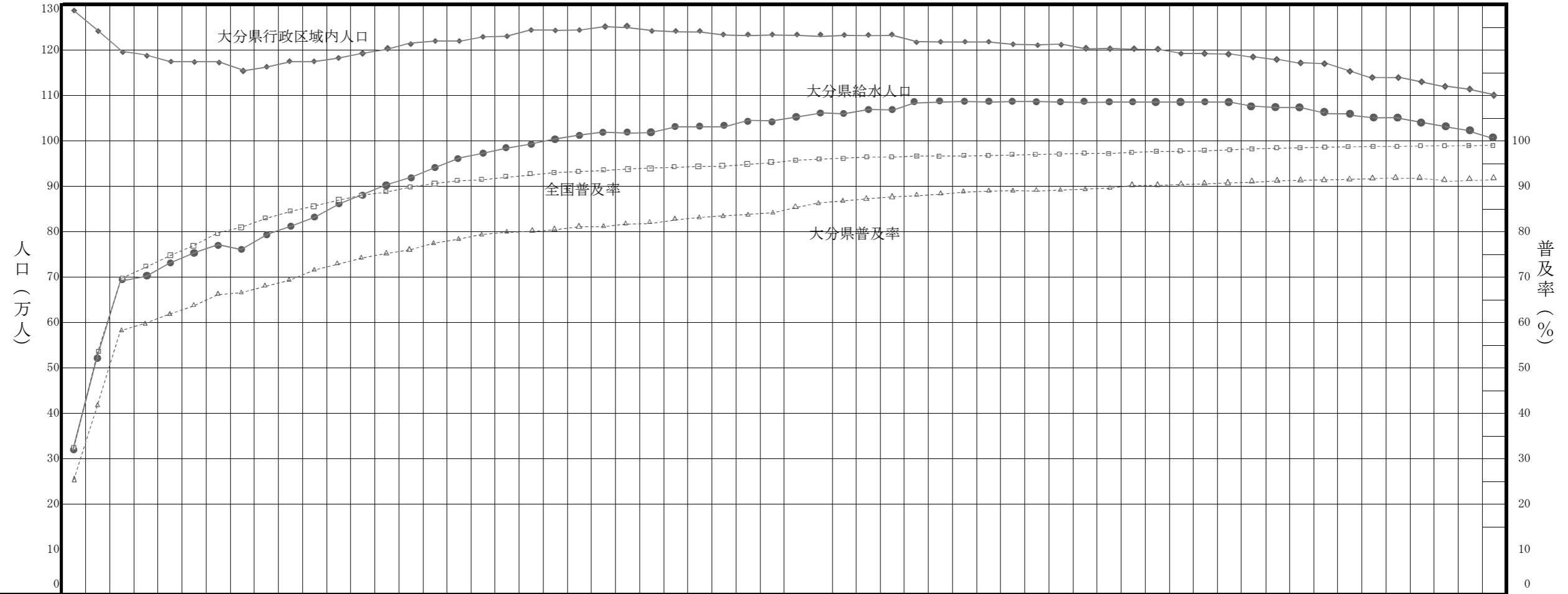
- | | |
|--------|--|
| ① 貯水施設 | 水道用水を年間を通じて安定して取水するため、ダムや堰により設けられた貯水池をいう。水道専用のものもあるが、洪水調節、発電、かんがい等の目的を兼ねた多目的なものが多い。大都市の水道では多量の用水を大規模なダムに依存する場合が多い。 |
| ② 取水施設 | 地表水を取水するものとして取水堰、取水門、集水管渠があり、地下水を取水するものとして浅井戸、深井戸がある。 |
| ③ 導水施設 | 取水施設から取入れた原水を浄水施設まで導く管や水路をいう。 |
| ④ 浄水施設 | 原水はその水質の程度に応じて、次に示すような種々の過程を経て人の飲用に適するように浄水処理を行う施設の総体をいう。 |
| 沈澱池 | 原水中の懸濁物質を沈澱除去するための池で、普通沈澱池と薬品沈澱池とがある。 |
| ろ過池 | 砂等のろ材を用いて原水中の微細な懸濁物質や微生物をろ過して除去する装置で、生物のろ過膜の働きを利用した緩速ろ過池と、薬品による凝集効果を利用した急速ろ過池とに分けられる。
また、最近では、膜ろ過も用いられるようになった。 |

消毒設備	通常の浄水操作では完全に除去できない原水中の細菌を、塩素を使って消毒する設備である。水質がきわめて清澄な地下水や湧水を原水として用いる場合、沈澱池やろ過池は不要でも、消毒設備は必ず設置しなければならない。
特殊設備	沈澱池やろ過池等の通常の浄水過程では水質基準を満たすまで浄化できない場合、目的の物質だけ除去するため特殊な処理が施される。除鉄設備、除マンガン設備のほか、近年、湖沼水やダムの富栄養化の進行にともなう異臭味等を除去するための高度処理（生物処理、オゾン処理、活性炭処理）や、地下水中のトリクロロエチレン等の化学物質を除去するためのストリッピング処理（揮散処理）等を設ける施設もある。
⑤ 送水施設	浄水施設で得られた浄水を配水施設へ送る送水管及びその付帯設備をいう。
⑥ 配水施設	給水区域内に常時安定して浄水を給水する施設で、配水池、配水管並びにそれらの付帯設備をいう。配水池は、給水圧を一定に保つとともに、一定の水量を貯留することにより、使用水量の時間変動に対処する機能を有している。
⑦ 給水装置	配水管から分岐した給水管及びこれに直結した給水栓等の給水用具をいう。機構的に配水管と直結していない受水槽以下の配水設備は給水装置に含まれない。

(3) 各表の諸元

① 行政区域内 総人口	大分県企画振興部統計調査課資料（令和5年4月1日現在）による。								
② 普及率	$(\text{現在給水人口} \div \text{行政区域内総人口}) \times 100 (\%)$								
③ 原水の種別	「表」表流水、「貯」貯水池、「伏」伏流水、「浅」浅井戸、「深」深井戸、「湧」湧水、「受」他水道からの受水、「分」他用水からの分水								
④ 浄水施設の種	「緩」緩速ろ過、「急」急速ろ過、「除鉄」除鉄設備、「除マ」除マンガン設備、「緩（上向）」上向性ろ過、「膜」膜ろ過								
⑤ 配水方式	「自然」自然流下式、「加圧」ポンプ加圧式、「併用」自然、加圧の併用								
⑥ 料金体系	「用途」用途別、「口径」口径別、「単一」単一制、「定額」定額								
⑦ 給水量	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有効水量……………</td> <td>使用上有効とみられる水量</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">├ 有収水量……………</td> <td>料金徴収の基礎となった水量で、メーターによる実使用水量</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">└ 無収水量……………</td> <td>メーター不感水量、局事業用水量、その他公園用用水、消防用水など、料金徴収の対象にならない水量</td> </tr> <tr> <td>無効水量……………</td> <td>給水量のうち、漏水・その他損失とみられる水量</td> </tr> </table>	有効水量……………	使用上有効とみられる水量	├ 有収水量……………	料金徴収の基礎となった水量で、メーターによる実使用水量	└ 無収水量……………	メーター不感水量、局事業用水量、その他公園用用水、消防用水など、料金徴収の対象にならない水量	無効水量……………	給水量のうち、漏水・その他損失とみられる水量
有効水量……………	使用上有効とみられる水量								
├ 有収水量……………	料金徴収の基礎となった水量で、メーターによる実使用水量								
└ 無収水量……………	メーター不感水量、局事業用水量、その他公園用用水、消防用水など、料金徴収の対象にならない水量								
無効水量……………	給水量のうち、漏水・その他損失とみられる水量								

(3) 年度別水道普及率及び給水人口の推移



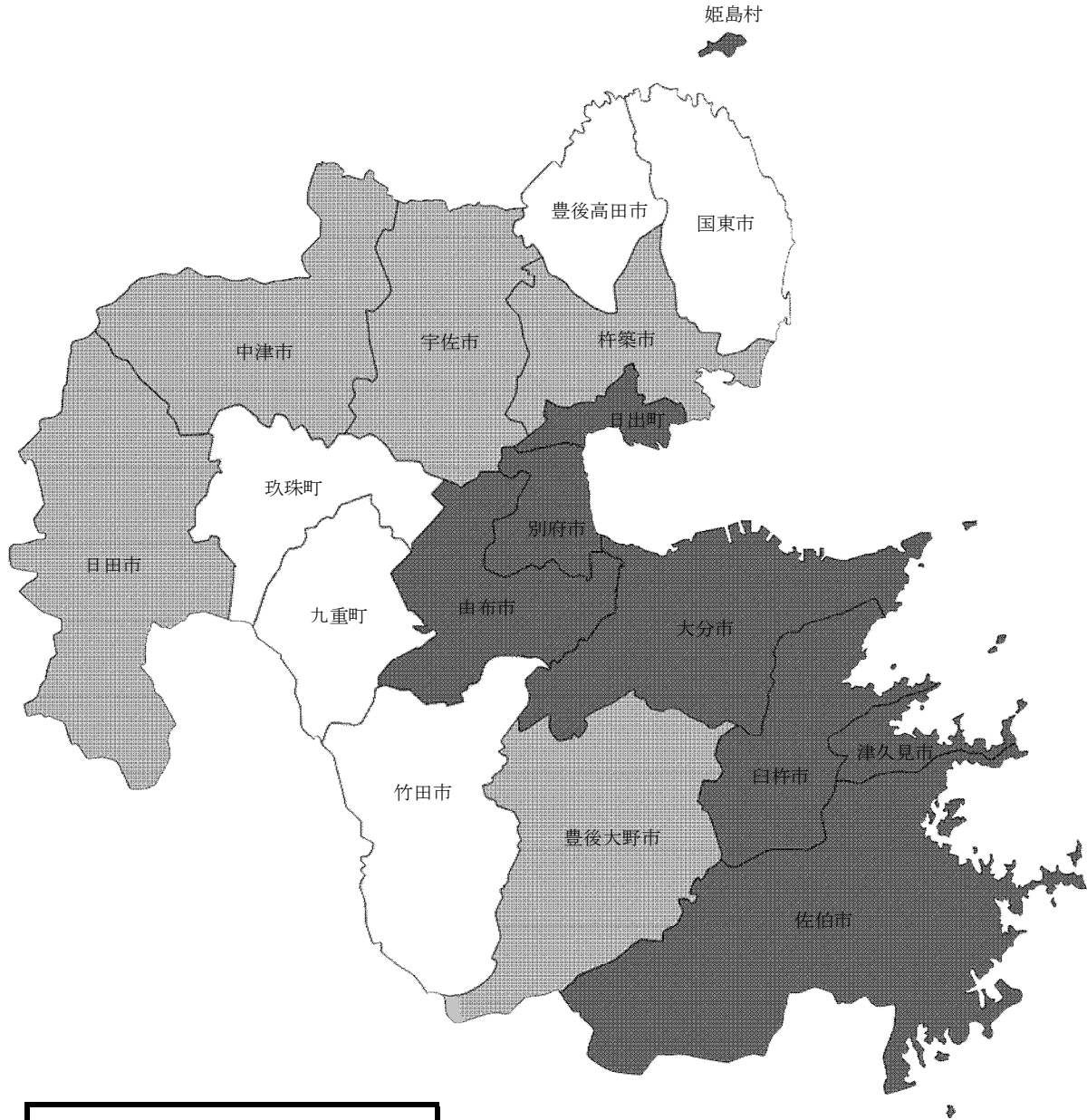
年度	大分県			全国普及率	
	行政区域内 総人口 (万人)	現在給水人口 (万人)			普及率
		人	口		
30	128	32		25.2%	
35	124	52		41.9%	
40	119	69		58.2%	
41	118	70		59.4%	
42	117	73		62.0%	
43	117	75		63.9%	
44	117	77		65.9%	
45	115	76		66.2%	
46	116	79		67.9%	
47	117	81		69.3%	
48	117	83		71.3%	
49	118	86		72.9%	
50	119	88		74.0%	
51	120	90		75.1%	
52	121	92		76.0%	
53	122	94		77.1%	
54	122	96		78.4%	
55	123	97		79.0%	
56	123	98		79.7%	
57	124	99		80.4%	
58	124	100		80.6%	
59	124	101		81.2%	
60	125	102		81.6%	
61	125	102		81.9%	
62	124	102		82.1%	
63	124	103		82.7%	
H1	124	103		83.1%	
2	123	103		83.6%	
3	123	104		84.2%	
4	123	104		84.7%	
5	123	105		85.5%	
6	123	106		86.0%	
7	123	106		86.4%	
8	123	107		87.0%	
9	123	107		87.5%	
10	122	108		88.0%	
11	122	108		88.3%	
12	122	108		88.6%	
13	122	108		88.7%	
14	121	108		88.7%	
15	121	108		88.8%	
16	121	108		88.9%	
17	120	108		89.3%	
18	120	108		89.8%	
19	120	108		90.2%	
20	120	108		90.2%	
21	119	108		90.4%	
22	119	108		90.6%	
23	119	108		90.7%	
24	118	107		90.9%	
25	117	107		91.1%	
26	116	107		91.4%	
27	116	106		91.4%	
28	115	106		91.6%	
29	114	105		91.9%	
30	114	105		92.2%	
R1	113	104		92.2%	
R2	112	103		91.7%	
R3	111	102		91.8%	
R4	110	101		92.0%	




2 水道普及の現況図（令和5年3月31日現在）

（1）市町村別水道普及図

全国の普及率 98.3%
大分県の普及率 92.0%

※行政区域内総人口 1,098,383 人



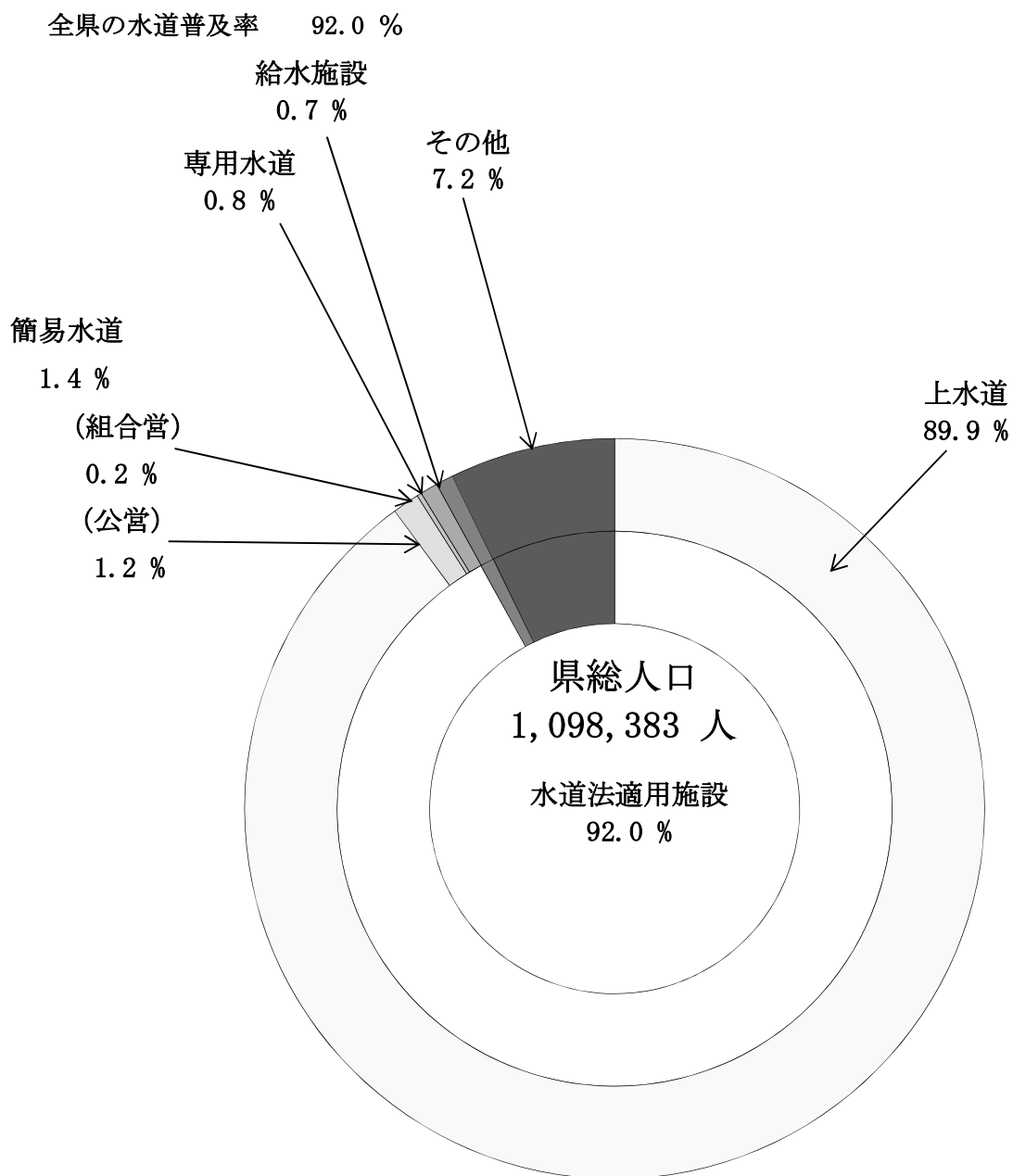
凡例	
	90%~100%
	70%~90%未満
	50%~70%未満

(2) 令和4年度末水道普及状況

② 保健所（保健部）別普及状況

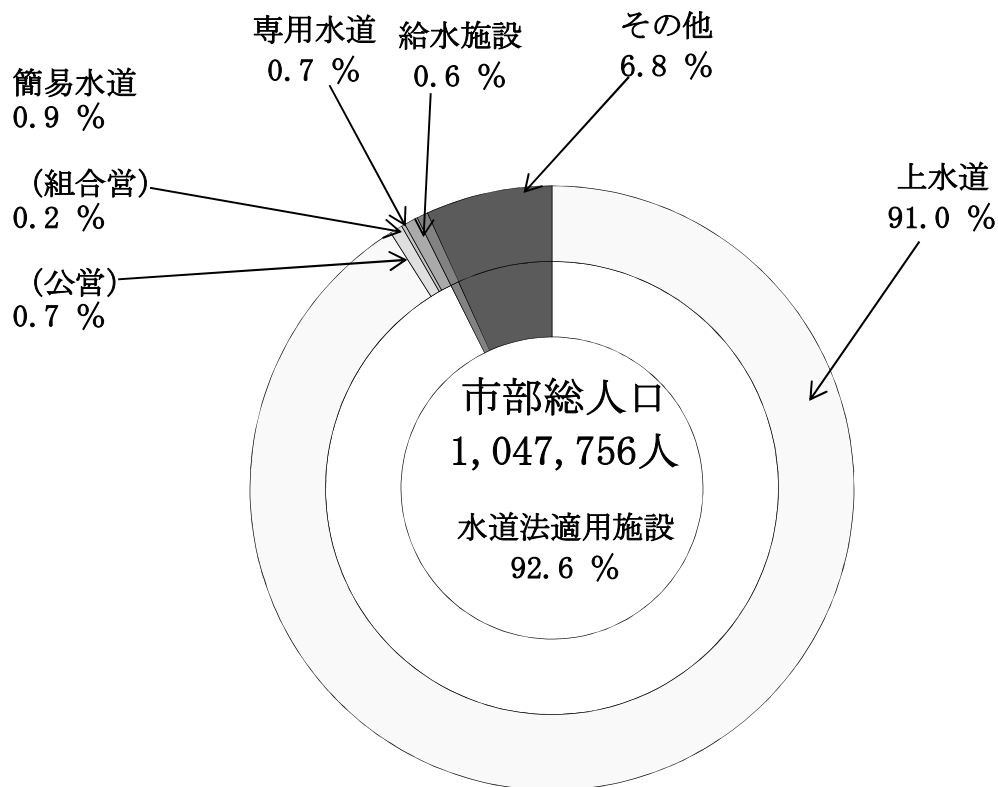
順位	普及率 (%)	保健所名	普及率 (%)									
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
1	99.7%	大分市	[Progress bar showing 99.7% completion]									
2	99.4%	南部	[Progress bar showing 99.4% completion]									
	98.3%	全国平均	[Progress bar showing 98.3% completion]									
3	98.2%	中部	[Progress bar showing 98.2% completion]									
4	97.9%	中部保健所 由布保健部	[Progress bar showing 97.9% completion]									
5	96.2%	東部	[Progress bar showing 96.2% completion]									
	92.0%	大分県平均	[Progress bar showing 92.0% completion]									
6	81.5%	北部	[Progress bar showing 81.5% completion]									
7	75.3%	西部	[Progress bar showing 75.3% completion]									
8	71.5%	豊肥	[Progress bar showing 71.5% completion]									
9	62.8%	北部保健所 豊後高田保健部	[Progress bar showing 62.8% completion]									
10	60.2%	東部保健所 国東保健部	[Progress bar showing 60.2% completion]									

(4) 水道の施設別普及率



(5) 水道の施設別・市郡別普及率

①市部普及率 92.6 %



②町村部普及率 79.1 %

